

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1. 健康増進に向けた取り組みの推進

1) 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

町民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む雨竜町にとっても、一人ひとりの町民にとっても重要な課題です。

したがって、健康増進施策を雨竜町の重要な行政施策として位置づけ、町民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、個人の身体（健診結果）をよくみていくことです。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。

一人ひとりの、生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

雨竜町としては、その主体的な取り組みを支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくために、科学的根拠に基づく支援を積極的に進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、ともに生活を営む家族や、地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、町民が共同して取り組みを考え合うことによって個々の気づきが深まり、ひいては健康実現に向かう地域づくりができるよう地域活動を進めます。

これらの活動が、国民運動の5つの基本的な方向を実現させることであると考えます。

2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

健康増進事業の実施は様々な部署にわたるため、庁内の関係各課と連携を図ります。

また、町民の生涯を通じた健康の実現をめざし、町民の一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの医療関係はもとより、各企業の健康増進事業実施者や関係機関、関係団体との連携も図りながら進めていきます。

3)計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するために、毎年の保健事業計画の中に盛り込みます。
社会情勢の変化などに応じて、施策の優先度や緊急性などを勘案しながら推進に努めます。